1 募集対象者・交付対象者について

No	質問	回答
1	「募集対象者」と「交付対象	「募集対象者」は本事業の応募資格を有する方の
	者」の違いは何ですか。	ことです。応募いただき、選考の結果、補助金によ
		る支援が適当と認められた方のことを「交付対象
		者」といいます。
2	福島県出身者ではないが、募	なります。本県産業の将来を担う人材を募集し、
	集対象者となりますか。	本県に定着していただくことを目的としており、出
		身地や在籍する大学等の所在地は問いません。
3	福島県内で働きたいと考え	応募時点において、募集要項の「募集対象者」の
	ているが、現時点でははっきり	要件を満たせば応募できます。
	しません。応募できますか。	なお、交付対象者として認定を受けたあと、福島
		県で暮らし働くことができなくなった場合には、廃
		止の届け出をしていただきます。
4	在籍する学部等に指定はあ	学部の指定はなく、文系、理系も問いません。
	りますか。	
5	福島県内に事業所がある企	交付対象者としての認定は、最初に就職した日か
	業へ就職し、県内への配属を希	ら起算して 10 年間(120 ヶ月)有効です。会社の
	望したが、県外に配属されたり	都合により県外で勤務することになった場合、有効
	転勤を命じられたりした場合	期間内は交付対象者としての認定は取り消されま
	はどうなりますか。	せんが、県外勤務の期間は従事期間として通算され 、、、
		ません。
		なお、認定を継続するためには毎年の状況報告を
	カムサ色本トトマヨウとも	提出する必要があります。(Q6参照)
6	交付対象者として認定され	交付対象者として認定された後、補助金の交付を 無はるまでの関し気無いという。
	た後の手続きはありますか。 	受けるまでの間、毎年 5 月 10 日までに、その年 4 月 1 日時点の在学状況や就職状況等について、所定
		カエロ時点の任子状状や脱鍼状状等について、別足 の様式により報告をしていただきます。
		の様式により報告をしていたださまり。 正当な理由なく、報告がなかった場合は認定が取
		り消されますのでご注意ください。
7	 応募書類の「奨学金貸与証明	日本学生支援機構へ申請することにより入手で
	書」とは何ですか。	きます。奨学生証とは別のものです。
		申請方法については、日本学生支援機構のHPを
		ご確認ください。(就職後の状況報告の際に提出い
		ただく「奨学金返還証明書」も同様です。)
		※申請後、届くまでに時間を要する場合が多いの
		で、応募締め切りまでに必要書類が揃うように余裕
		を持って申請してください。

8	正規職員とはどういう雇用	いわゆる正社員など、期間の定めのない雇用によ
	形態ですか。	り就職することをいいます。
9	市町村の奨学金返還支援制	市町村をはじめ、他自治体等が行う奨学金返還支
	度と重複して補助金を受けら	援制度と重複して受給することはできません。
	れますか。	
10	応募すれば、必ず補助金を交	応募書類(学業成績証明書や応募理由書)による
	付されますか。	書類審査を行い、交付対象者を決定しますので、必
		ずしも補助金を交付されるわけではありません。
		審査の結果は郵送で通知いたします。

"大学等"の定義について

以下の①~④のいずれかを指します

- ① 大学(短期大学を除く)
- ② 大学院の修士課程
- ③ 大学院の博士課程
- ④ 高等専門学校の専攻科

2 支援対象となる産業について

No	質問	回答
1	対象となる産業は何ですか。	枠外の表【支援対象となる産業】をご確認くだ
		<u> さい。</u>
		また、県内の製造業に関するポータルサイトが
		ありますので、参考にしてください。
		福島県ものづくり企業データベース http://www4.pref.fukushima.jp/maker
		就職(希望) 先が該当するかどうか不明な場合
		は、就職(希望)先の主な業務内容や製造してい
		る製品等を確認した上で雇用労政課までお問い
		合わせください。
2	製造業の場合も営業職や事	支援対象となる産業を営む企業であれば、対象
	務職は対象となりますか。	となります。職種は問いません。
3	「医療関連産業」は、医療機	病院等の医療機関、介護施設等は、日本標準産
	関に勤める看護師や、介護施設	業分類において「医療、福祉」に分類されるため、
	に勤めるヘルパー等は該当し	支援対象産業には該当しません。
	ますか。	当制度で対象となるのは、「製造業」に該当する
		医療機器や医薬品等の製造を行う企業です。
		ふくしま医療機器産業推進機構のサイトも参
		考にしてください。
		福島県医療産業企業データベース http://www.fmdipa.jp/db/index.php
4	自らが事業主となる場合は	登記事項証明書、確定申告書の写し等の提出に
	支援対象となりますか。	より、支援対象産業であることが確認できた場合
		は、自らが事業主であっても支援対象となりま
		す。また家族従業員の場合も同様です。
5	大学等を卒業後に、支援対象	その場合は補助要件を満たさなくなるので、交
	となる産業以外に就職した場	付対象者の認定廃止申請をしてください。
	合はどうなりますか。	
6	地域資源を生かした産業分	原則として、日本標準産業分類における以下の
	野の「サービス業」とはどのよ	中分類に当てはまる業種のことです。
	うな業種を指すのでしょうか。	コード 名称
		79 その他の生活関連サービス業
		92 その他の事業サービス業
		○その他の生活関連サービス業の例
		・旅行代理店・冠婚葬祭業
		○その他の事業サービス業の例
		・ビルメンテナンス業 ・警備業

		※これらの業種で本制度の対象となるためには、県内に本
		社を有する中小企業であることが求められます。
7	銀行や信用金庫は対象とな	対象となりません。
	りますか。	
8	農業協同組合は対象となり	対象となりません。
	ますか。	
9	公務員は対象となりますか。	対象となりません。

支援対象となる産業

(1) 地域経済を牽引する成長産業分野

日本標準産業分類の「**製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」**又は「**情報通信業」**に 属し、かつ次に掲げる産業

- a. エネルギー関連産業 b. 医療関連産業(創薬関連含む) c. ロボット関連産業
- d. 環境・リサイクル関連産業 e. 輸送用機械関連産業 (航空宇宙関連含む)
- f. 電子機械関連産業 g. I C T 関連産業 h. 6 次化関連産業
- ○該当する企業の例示
- ・精密機器製造メーカー ・金属工具製造メーカー ・自動車部品製造メーカー
- ・火力発電所 ・半導体関係部品製造メーカー ・医療機器製造メーカー ・製薬会社
- ・システム、ソフトウェア開発会社

(2) 地域資源を生かした産業分野

以下の①~④のいずれかに該当する産業

- ① 上記(1)のa~h以外の製造業 ② 商業(卸売業・小売業)
- ③ サービス業 ④ 観光産業 (運輸業、宿泊業・飲食サービス業)
- ○該当する企業の例 ※県内に本社を有する中小企業に限る
- ・食品製造会社 ・菓子製造会社 ・自動車部品製造メーカー ・スーパーマーケット
- ・ドラッグストア ・旅館、ホテル ・製薬会社 ・酒卸売会社 ・バス、タクシー会社

なお、(2)『地域資源を生かした産業分野』の企業に就職する場合は、"県内に本社を有する中小企業"のみが対象となります。本事業における"中小企業"の定義は、中小企業基本法に定められている「中小企業者」の範囲または「小規模企業者」の定義を準用することとします。詳細は以下の表のとおりです。

千万ヶもここことが、許価は以下の我のこのかです。			
業種分類	中小企業者	小規模企業者	
製造業	資本金の額または出資の総額が3億円以下の	常時使用する従業員の数が 20 人	
運輸業	会社または常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人	以下	
	資本金の額または出資の総額が1億円以下の		
卸売業	会社または常時使用する従業員の数が 100 人		
	以下の会社及び個人		
小売業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下	 常時使用する従業員の数が 5 人	
か元来 飲食サービス業	の会社または常時使用する従業員の数が 50	お時候用する従来員の数が 5 人	
以及り―こへ来	人以下の会社及び個人	Wr	
サービス業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下		
宿泊業	の会社または常時使用する従業員の数が 100		
旧心未	人以下の会社及び個人		

3 補助金について

No	質問	回答
1	いくら支援してもらえます	卒業または修了までに貸与を受けた奨学金の額
	か。(補助金額はいくらです	のうち、2年間分(24ヶ月分)となりますが、上限
	カュ。)	があります。
2	上限額はいくらですか。	大学在学時の奨学金の場合:1,536,000円
		(月額 64,000 円)
		修士課程在学時の奨学金の場合:2,112,000円
		(月額 88,000 円)
		博士課程在学時の奨学金の場合:2,928,000円
		(月額 122,000 円)
		高専在学時の奨学金の場合:1,440,000円
		(月額 60,000 円)
3	補助金はいつもらえますか。	補助金を支払うためには、対象産業の福島県内事
		業所で60箇月以上就業かつ福島県内に定住する
		ことが必要です。その要件を満たした日から起算し
		て 2 箇月以内に補助金交付の申請をしていただい
		た後、支払います。
		※支援イメージ(例)をご覧ください。
4	補助金は誰に支払われるの	交付要件を満たしていることを確認の上、県が日
	ですか。	本学生支援機構に対して支払います。
		ただし、申請時点で補助金額が返還する奨学金の
		残額を上回る場合(繰り上げ返済等により、学生支
		援機構への返済が終了している場合など)には、そ
		の差額を交付対象者へ直接支払います。
		※支援イメージ(例)をご覧ください。
5	福島県内事業所で5年以上	5年間の就業要件を満たすことができなくなっ
	の就業が難しくなったが、返還	た理由が企業側都合や病気・けが等のやむを得ない
	支援を受けることができます	事由である場合は、補助金の交付申請をすることが
	カュ。	できます。ただし、補助金額は、福島県内事業所で
		の就業かつ定住した期間の月数を 60 ヶ月で除した
		額となります。
		なお、交付対象者としての認定は、最初に就職し
		た日から起算して 10 年間 (120 ヶ月) 有効で、こ
		の期限内に要件を満たした場合は、補助金の申請が
		できることとなっています。

支援イメージ(例)

参考事例

○貸与奨学金:第一種奨学金 月額 64,000 円 4年間で 3,072,000 円

〇支援認定額:1,536,000円(大学3~4年次の2年間分)

〇返済計画 : 18 年 (月 14, 222 円)

2025年3月	大学3年生	交付対象者として認定を受ける
2026年3月末	大学卒業	奨学金の貸与終了
2026年4月		対象産業の県内事業所に正社員として就職し、県
	就職1年目	内に定住
2026年10月		奨学金の返済開始
2031年4月	就職6年目	就業及び定住期間 60 ヶ月(5 年間)経過
	※交付決定	実績報告等所定の手続き

①貸与総額 3,072,000円

②交付決定時の既返済額 767,988 円【14,222 円×54 ヶ月分(2026.10~2031.3)】

③交付決定時の返済残額 2,304,012円【①-②】

④支援額(補助金額) 1,536,000円【県が日本学生支援機構に支払い】

⑤補助後の返還残額 768,012円【③-④】残り54ヶ月で完済!

4 その他

No	質問	回答
1	月の途中で入社したり異動	入社月または異動月、退社月などに、1ヶ月に
	や退社したりした場合の、就業	満たない端数を生じた場合は、これを合計した日
	期間の算定はどのようになり	数により以下のように計算してください。
	ますか。	端数の合計日数が
		15 日未満:切り捨て(0 ヶ月)
		15 日以上 45 日未満:1 ヶ月
		45 日以上:2ヶ月
2	交付対象者の認定を受けた	原則として、交付対象者の認定を取り消すこと
	後、予定を変更し、大学院等へ	となります。ただし、新たな進学先卒業(修了)
	進学した場合はどうなります	後に対象産業の福島県内事業所で働くことを強
	か。	く希望する場合のみ、交付対象者として認定継続
		することが可能です。
		いずれにしても、就職せずに進学する際には変
		更または廃止申請が必要となります。
3	育児休暇、病気休暇等の期間	離職していなければ通算されます。
	は、補助金交付の要件となる5	
	年に通算されますか。	